

## 海外旅行の際のお願い

海外旅行に行かれる際には「本紙」をご持参いただくと安心です。

## 海外・国内旅行傷害保険事故の通知について

■万一事故にあわれた際は、ただちにセゾン自動車火災保険株式会社までご連絡ください（下記専用電話）。事故の日から30日以内にご連絡がない場合には、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

■海外での病気や事故の際には下記専用電話にて緊急アシスタンスサービスが受けられます。
　たとえば……●日本語を話せる現地の医師を紹介　●救急車の手配
　●救急病院の紹介・手配　●キャッシュレス医療サービス
（現地の事情などにより、サービスが提供できない場合がございます。）

## 海外・国内で病気や事故にあわれた際の連絡先

**緊急アシスタンスサービス**　海外からのご連絡：　**(81) 3-3980-7020**  
（24時間日本語受付）
　国内からのご連絡：　**03-3980-7020**  
※コレクトコールをご利用ください。

**事故の受付**　※海外からはつながりませんが海外からのご連絡は上記緊急アシスタンスサービスをご利用ください。
　**通話料無料 0120-251-024**

※上記専用電話にて、海外・国内の事故通知の際には保険金請求に必要な書類をご確認ください。海外の場合、事故証明書や医師の診断書など現地でしか手配できない書類もございますのでご注意ください。

## 海外旅行傷害保険・国内旅行傷害保険に関する保険金請求書類

## ■海外旅行傷害保険

保険金請求書類	事故を証明する書類		被害や損害の内容を証明する書類				保険金請求を確認する書類				その他の書類					
	※事故証明書やポリレポートなどの書類	※死亡診断書または死体検案書	※その他事故を確認する書類	※治療費の明細書および領収書	※後遺障害診断書	※各種領収書または支出を証明する書類	※示談書および示談金額収書	損害品明細書・交通費諸雑費明細書等	※その他損傷を証明する書類	保険金請求書	重複契約確認書	委任状	戸籍謄本（必要に応じて除籍謄本）	代理人印鑑証明書	個人情報に関する同意書	パスポートコピー
死亡保険金	○	○	△	△	△				△	○	○	○	○	△	○	○
後遺障害保険金	○		△		△	○			△	○	○	△	△	△	○	○
傷害治療費用保険金	○	△	△	△	○	○	△		△	○	○	△	△	△	○	○
疾病治療費用保険金	○	△	△	○	○	○	△		△	○	○	△	△	△	○	○
賠償責任保険金	○	△	△	△	△	○	△		△	○	○	△	△	△	○	○
対人賠償金	○	△	△	△	△	○	△		△	○	○	△	△	△	○	○
対物賠償金	○		△				△		△	○	○	△	△	△	○	○
携行品損害保険金	○		△				△		△	○	○	△	△	△	○	○
救護者費用等保険金	○	△	△		○	○	△		△	○	○	△	△	△	○	○
航空機寄託手荷物遅延費用	○		△			○	○		△	○	○	△	△	△	○	○
航空機遅延・乗継遅延費用	○		△			○	○		△	○	○	△	△	△	○	○

## ■国内旅行傷害保険

死亡保険金	○	○	△	△					△	○	○	○	○	○	○	○
後遺障害保険金	○		△	△	○				△	○	○	△	△	△	○	○
入院保険金	○		△	△	○				△	○	○	△	△	△	○	○
入院保険金	○		△	△	○				△	○	○	△	△	△	○	○

※○は必要な書類、△は場合によって必要となる書類です。事故内容により別途書類の提出をお願いする場合があります。（例：空港でスーツケースを受け取った際に破損があった場合は、航空会社の証明をとってください。）

※その他当社が必要な事項の確認を行うために欠くことができない書類のご提出をお願いする場合がありますのであらかじめご了承ください。

※海外旅行傷害保険の場合、\*の書類は現地でしか手配できない場合がありますのでご注意ください。
※国内旅行傷害保険の場合、募集型企画旅行の旅程表など補償の対象となる事故であることを証明する書類が必要になります。

※国内入通院保険金、海外治療費用については、請求額が10万円以下の場合、医師の診断書の代わりに入院状況報告書にて代用可能な場合があります。

※診断書・事故証明書等の発行手数料は保険金支払いの対象外です。

※家族対象者については、健康保険証の写し、住民票等が必要となります。

## ショッピング安心保険のあらまし

被保険者	補償の対象となる商品を正当な権利をもって所有されている方。但し、保険金の請求はその商品を購入したカード会員に限ります。						
補償期間	カード会員が商品をカードで購入された日から120日間。						
補償対象	カード会員が国内外を問わず、カードを利用して購入された商品。						
補償の対象となる事故	国内外で発生した火災・破裂・爆発・破損・盗難などの偶然な事故。						
補償限度額および注意事項	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1事故上限額</th> <th>年間上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補償限度額</td> <td>300万円</td> <td>300万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>年間上限額は毎年7月1日から1年間についての上限額となります。</li> <li>自己負担金はありません。ただし、1万円未満の損害額（修理の場合も含む）は対象外となります。</li> <li>ショッピングご利用枠が300万円未満の場合はショッピングご利用枠を1事故上限とさせていただきます。</li> <li>補償の範囲が重複するほかの保険契約などから保険金が支払われた場合は、損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いてお支払いします。</li> <li>代金の一部のみをカードを利用して支払われた場合には、代金金額に対するカードによる支払額の割合を代金金額に乗じた金額が限度となります。</li> </ul>		1事故上限額	年間上限額	補償限度額	300万円	300万円
	1事故上限額	年間上限額					
補償限度額	300万円	300万円					
対象とならない主な物	<ul style="list-style-type: none"> <li>船舶（ヨット・モーターボートおよび水上オートバイならびにボートを含みます。）、航空機、自動車（自動二輪車を含みます。）、原付自転車、自転車、雪上オートバイ、ハンググライダー、ラジオコントロール模型およびこれらの付属品。</li> <li>義歯、義肢、コンタクトレンズ、その他これらに類するもの。</li> <li>動物あるいは植物（剥製、ドライフラワーを含みます。）、</li> <li>食料品、飲料（酒類を含みます。）、</li> <li>現金、手形、小切手、その他有価証券、印紙、切手、チケットその他これらに準ずるもの。</li> <li>預金証書または貯金通帳（通帳および現金支払機用カードを含みます。）、</li> <li>稿本、設計書、帳簿その他これらに準ずるもの。</li> <li>職業上の商品として購入したものの。</li> <li>商品券・航空券等。</li> <li>宅配便等（通販等の輸送中の商品）</li> <li>携帯電話、ポケットベル等の携帯式通信機器およびこれらの付属品。 など</li> </ul>						
保険金をお支払いできない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>紛失、置き忘れによる損害</li> <li>商品の欠陥、消耗、さび、変色、虫喰い等による損害</li> <li>電気的な事故や機械的な事故による損害</li> <li>使用人の不正、または詐欺、横領による損害</li> <li>被保険者や保険金を受け取る方の故意・重過失による損害</li> <li>地震、噴火、津波、水災等の天災</li> <li>戦争、侵略行為、反乱、暴動、国または公共機関の公権力の行使による没収、密貿易、違反行為に起因する損害</li> <li>核燃料物質その他有害な特性に起因する損害</li> <li>商品の誤った使用によって生じた損害</li> <li>商品の物的損害に起因する一切の間接損害</li> <li>汚損、かき損、擦損、かき傷または塗料の剥がれ等単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 など</li> </ul>						
代位	<ul style="list-style-type: none"> <li>損害が第三者の行為によって生じた場合において、損害保険会社がこの商品による保険金を支払ったときは、損害保険会社は損害を受けた商品、および被保険者が第三者に対して有する一切の権利を支払額を限度に取得します。</li> <li>被保険者は損害保険会社が取得する前項の権利の保全および行使並びにそのために損害保険会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。そのために必要な費用は損害保険会社が負担します。</li> </ul>						
損害防止の義務	被保険者は事故が生じたときの損害発生防止および軽減につとめなければなりません。						
準拠法	この補償を提供する保険契約は、日本国の法令に基づいて行われたものであり、被保険者が損害保険会社に対し補償の請求を行う場合も日本国の法令適用があります。						

## ショッピング安心保険事故の通知について

■万一事故にあわれた際は、ただちにセゾン自動車火災保険株式会社までご連絡ください（下記専用電話）。事故の日から45日以内にご連絡がない場合には、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

## 事故にあわれた際の連絡先

**事故の受付**　通話料無料 0120-251-024　（24時間／年中無休）

※事故受付以外のお問い合わせ等は、それぞれの連絡先をご案内させていただきますので予めご了承ください。

## ショッピング安心保険に関する保険金請求書類

## ■ショッピング安心保険

保険金請求書類	クレジットカード（コピー）	保険金請求書	罹災証明書・事故証明書	盗難届	クレジッドカード売上票またはご利用明細書	修理見積書	修理代金請求書または領収書	全損証明書	写真または現物	重複契約確認書	他保険の保険金請求書	委任状	印鑑証明書	個人情報に関する同意書
修理可能	○	○	△		○	○	○		○	○	△	△	△	○
修理不能	○	○	△		○			○	○	○	△	△	△	○
盗難	○	○	△	○	○					○	△	△	△	○

※クレジット売上票またはご利用明細書がない場合は、保険金請求ができませんのでご注意ください。
※○は必要な書類、△は場合によって必要となる書類です。その他、事故内容により別途書類の提出をお願いする場合があります。

※その他当社が必要な事項の確認を行うために欠くことができない書類のご提出をお願いする場合がありますのであらかじめご了承ください。

※盗難・その他事故の場合は第三者から事故証明をいただくことがあります。

## 注意喚起情報

■取扱代理店および引受保険会社は本契約に関する個人情報を、本契約の履行、他の保険商品等の案内・提供、等を行うために取得・利用し、本契約の履行・保険制度の維持のために、業務委託先・再保険会社、等に提供を行います。詳細につきましては、各社のホームページをご覧ください、各社までお問い合わせ願います。申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱に同意の上、ご加入ください。

■本説明書は商品の概要を説明したものです。詳しい内容については、株式会社クレディセゾンまたはセゾン自動車火災保険株式会社にお問い合わせください。

■セゾン自動車火災保険株式会社へのご相談・苦情・お問い合わせは、下記にご連絡ください。お客様相談室：0120-281-389（受付時間：9:00～17:30、ただし年末年始を除きます）

■セゾン自動車火災保険は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。セゾン自動車火災保険との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会さんばADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会　さんばADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）  
電話番号　0570-022808〔ナビダイヤル〕（受付時間：平日の午前9時15分～午後5時）  
詳しくは一般社団法人日本損害保険協会　さんばADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）のホームページをご覧ください。（http://www.sonpo.or.jp/pr/adr/）

■セゾン自動車火災保険株式会社は申込人（加入者）および被保険者より保険金請求書類をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし特別な照会または調査が必要な場合には、セゾン自動車火災保険株式会社は別に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細はセゾン自動車火災保険株式会社までお問い合わせください。

-----  
保険の内容については、セゾン自動車火災保険（株）所定の約款に基づきます。

■取扱代理店　株式会社クレディセゾン

■引受保険会社　セゾン自動車火災保険株式会社

SoftBankカード プレミアム  
アメリカン・エクスプレス・カード海外・国内旅行傷害保険  
ショッピング安心保険  
のご案内  
（補償規定）

## ACCIDENT INSURANCE



クレディセゾン

# 旅先で“もしも”の時に、 会員様はもちろん ご家族もしっかりサポートします。

## 海外旅行・国内旅行傷害保険 会員様とご家族の、ご旅行中の事故を補償します。

### ◎海外旅行傷害保険

傷 害		疾 病		賠償責任
交通事故にあった	スポーツ中にケガをした	カゼで高熱を發した	盲腸になった	お店の商品を壊した

携行品損害		救護者費用	航空機寄託手荷物遅延費用 航空機遅延・乗継遅延費用
ハンドバッグを盗まれた	カメラを落として壊した	旅先で入院をし家族が現地に向かった	スーツケースの到着が遅れ、着替えを購入した 台風の為ホテルへ泊まることになった

### 緊急アシスタンスサービス

日本語を話せる現地の医師を紹介します	ケガや病気などの緊急時に救急車を手配します	現金不要で治療を受けられる医療機関を紹介します

※現地の事情などにより、サービスが提供できない場合がございます。

### ◎国内旅行傷害保険

傷 害		
搭乗した航空機の事故で亡くなった	宿泊中火災で亡くなった	宿泊をともなう企画旅行中にケガで後遺障害を負った

## 海外旅行傷害保険のあらまし(保険責任期間:最高90日)

補償項目	お支払いする主な場合	お支払いする保険金	お支払い限度額(保険金額)		
			本 会 員	家 族 ※1	
傷 害	死亡・後遺障害	被保険者(保険の対象となる方)が、責任期間中に偶然な事故によりケガをして事故の発生の日から180日以内に死亡されたとき、または後遺障害が生じたとき。	死亡されたとき……死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。後遺障害が生じ……後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の3%から100%をお支払いします。 ※死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、支払保険金の総額は、死亡・後遺障害保険金額をもって限度とします。	5,000万円	1,000万円
	治療費用	被保険者(保険の対象となる方)が、責任期間中に偶然な事故によりケガで医師の治療を受けられたとき。	1回のケガ、1疾病につき300万円を限度とし、事故の発生日(疾病の場合は医師の治療を開始した日)から180日以内に治療のために現実に出した次の費用をお支払いします。 ・医師による治療費、手術費、入院費(入院を要する傷害、疾病であるが、やむを得ず医師の指示によりホテル静養するときの客室料を含みます。) ・救急車等による緊急移送費、入院または通院のための交通費および通訳人料、医師、職業看護師の付添費。 ・義手および義足の修理費(傷害治療費用部分のみ)。 ・治療による入院により必要となった旅行行程に復帰するための交通費・宿泊費および直接帰国するための交通費・宿泊費。 ・入院のために必要となった国際電話番号、身の回り品購入費(1事故について5万円を限度とします)等。(1事故について20万円を限度とします)。  ※帰国後に日本国内で治療を受けられたとき 健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が直接診療機関に支払うことが必要とされない場合はお支払いの対象になりません。なお、治療を受けられたとき同様の制度の利用により被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分もお支払いの対象とはなりません。	300万円	300万円
疾病治療費用	・被保険者(保険の対象となる方)が、海外旅行中または旅行終了後72時間以内に発病し、かつ医師の治療を開始されたとき。(ただし、旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限りませす。) 被保険者が海外旅行中に特定の感染症に感染し、旅行終了後30日を経過するまでに医師の治療を開始したとき。 ※特定の感染症とはコレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎臓急性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。	1回の事故につき3,000万円を限度として、お支払いします。 ※示談をしたり賠償金額を決定する場合には、必ず事前に引受保険会社(セゾン自動車火災保険)にご連絡ください。 ※修理費および再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。	3,000万円	3,000万円	
賠償責任	被保険者(保険の対象となる方)が責任期間中にあやまって他人にケガをさせたり、他人のモノをこわしたりして損害を与え、法律上の賠償責任を負われたとき。またホテル等の宿泊施設の客室に与えた損害や、レンタル業者から直接借り入れた旅行用品、または生活用品に損害を与えたとき。 ※ホテル等の宿泊施設とは、ホテルの他にコンドミニアム、ホームステイ先の住居をいいます。	1回の事故につき1つ(1組または1対)あたり10万円を限度として損害額から3,000円(自己負担額)を差し引いた額をお支払いします。 ※お支払いする保険金の総額は、30万円をもって保険期間(保険のご契約期間)中の限度とします。 ※航空券・乗船券等の損害については、5万円を限度としてお支払いします。 ※旅券の損害については5万円を限度として、現地での再取得費用(交通費、宿泊費を含みます)をお支払いします。 ※修理費および再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。	30万円	30万円	
携行品損害	責任期間中に携行品(カメラ、宝石、衣類等)が、盗難・破損・火災等の偶然な事故によって損害を受けたとき。 ※携行品は、被保険者が所有かつ携行する身の回り品をいいますが、現金、小切手、クレジットカード、運転免許証、コンタクトレンズ、定期券、キャッシュカード、山岳登山用具、各種書類等は含まれません。また、海外駐在員等で海外に居住している場合、その居住施設内にあるものは含まれません。	1回の事故について1つ(1組または1対)あたり10万円を限度として損害額から3,000円(自己負担額)を差し引いた額をお支払いします。 ※お支払いする保険金の総額は、30万円をもって保険期間(保険のご契約期間)中の限度とします。 ※航空券・乗船券等の損害については、5万円を限度としてお支払いします。 ※旅券の損害については5万円を限度として、現地での再取得費用(交通費、宿泊費を含みます)をお支払いします。 ※修理費および再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。	30万円	30万円	
救護者費用等	被保険者(保険の対象となる方)が責任期間中に ・事故により遭難されたとき ・事故によるケガが原因で180日以内に死亡もしくは7日以上継続して入院されたとき。 ・病気が原因で死亡されたとき。 ・病気がかり、旅行終了日から30日以内に死亡もしくは7日以上継続して入院されたとき。	年間を通じ200万円の範囲内で被保険者およびその親族が支出した次の費用をお支払いします。 ・捜索救助費用 ・現地との航空運賃等交通費(救護者3名まで) ・現地および現地までの行程におけるホテル客室料(救護者3名かつ1名につき14日分まで) ・現地からの移送費用(付添医師、看護師の費用も含みます) ・遗体処理費用(100万円を限度とします) ・諸雑費(救護者の渡航費用または現地での交通費、国際電話番号をいって20万円を限度とします)。 ※現地(事故発生地または収容地)と住居が同一国内であるときは捜索救助費用のみお支払いします。	200万円	200万円	
航空機寄託手荷物遅延費用	被保険者(保険の対象となる方)が乗客として搭乗する航空機の到着後、6時間以内に、被保険者が航空会社に運搬を委託した手荷物が目的地に運搬されなかったとき。	1回の事故につき10万円を限度として、被保険者が負担した次の費用をお支払いします。 ①衣類購入費(下着、寝間着など)②生活必需品購入費(洗面用具、かみそり、くし等)注)上記費用は、当該手荷物の中に上記の品が含まれた場合のみお支払いの対象となります。注)上記費用は、被保険者が目的地に着してから96時間以内に負担した費用に限ります。(96時間以内であっても、寄託手荷物が被保険者のもとに到着した時以降にこれらを購入した費用は除きます。)	10万円	10万円	
航空機遅延・乗継遅延費用	次のいずれかの場合に、被保険者が支出した費用をお支払いします。 ・搭乗予定の航空機が4時間以上の出発遅延、欠航もしくは遅延または搭乗手続きのかしにより搭乗不能となり、4時間以内に代替機を利用できないとき(出発遅延費用) ・搭乗した航空機の遅延によって、乗継予定航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から4時間以内に代替機を利用できないとき(乗継遅延費用)	イ. 出発遅延費用等 出発地において、代替機が利用可能になるまでの間に負担したホテル等客室料、食事代、ホテル等への移動のための交通費または航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をお支払いします。ただし、1回の搭乗不能につき、3万円を限度とします。 ロ. 乗継遅延費用 乗継地において、代替機が利用可能となるまでの間に負担したホテル等客室料、食事代、ホテル等への移動のための交通費または航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をお支払いします。ただし、1回の搭乗不能につき、3万円を限度とします。 ※上記イ.の費用は出発地、上記ロ.の費用は乗継地において負担した費用に限ります。 ※上記費用は保険会社が社会通念上妥当と認めた通常の額とします。	3万円	3万円	

(注)「責任期間」とは、海外旅行の目的で住居を出発したときから住居に帰着するまでの間であつて日本を出国した前日の午前0時から日本に入国した翌日の午後12時までの間で日本を出国した日から90日後の午後12時までを限度とします。

※1 家族の範囲は、本会員の配偶者、本会員または配偶者と生計をともにする同居の親族、別居の未婚のお子さまで。

## 国内旅行傷害保険のあらまし(保険責任期間:30日)

補償の対象となる事故	①公共交通乗用器具に搭乗中の事故	②宿泊施設に宿泊中の火災、破裂、爆発	③宿泊を伴う募集型企画旅行に参加している間の事故
	お支払いする保険金		
傷害死亡・後遺障害	旅行行程中に日本国内において被った、上記①から③によるケガで事故により傷害を受け、事故の発生の日から180日以内に死亡または後遺障害が生じた場合。	死亡されたとき……死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。後遺障害が生じ……後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の3%から100%をお支払いします。 ※死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、支払保険金の総額は、死亡・後遺障害保険金額をもって限度とします。	死亡されたとき……死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。
入院	旅行行程中に日本国内において被った、上記①から③が原因で、事故の発生の日から180日以内に、平常の生活や業務ができなくなり入院(入院に準じた状態を含みます)を要する場合。	医師の治療を受けた場合、事故の発生の日から180日を限度として入院(入院に準じた状態を含みます)の日数に対し、1日につき5,000円をお支払いします。ただし、7日以内の入院は保険金支払いの対象になりません。(8日以上入院の状態にある場合は、1日目から保険金支払いの対象となります。)	医師の治療を受けた場合、事故の発生の日から180日を限度として入院(入院に準じた状態を含みます)の日数に対し、1日につき5,000円をお支払いします。ただし、7日以内の入院は保険金支払いの対象になりません。(8日以上入院の状態にある場合は、1日目から保険金支払いの対象となります。)
手術	入院保険金が支払われる場合に、その傷害の治療のため、事故の発生の日から180日以内に手術を行った場合。	5,000円×(手術の種類により)10倍・20倍・40倍	
通院	旅行行程中に日本国内において被った、上記①から③が原因で、事故の発生の日から180日以内に、平常の生活や業務に支障があると認められ通院を要する場合。(90日限度)	医師の治療を受けた場合、事故の発生の日から180日以内の通院(往診を含みます)の日数に対し90日を限度として1日につき3,000円をお支払いします。ただし、7日以上通院は保険金支払いの対象になりません。(8日以上通院の状態にある場合は、1日目から保険金支払いの対象となります。) ※平常の業務または生活に支障がない程度に回復したとき以降の通院に対しては、保険金をお支払いしません。	医師の治療を受けた場合、事故の発生の日から180日以内の通院(往診を含みます)の日数に対し90日を限度として1日につき3,000円をお支払いします。ただし、7日以上通院は保険金支払いの対象になりません。(8日以上通院の状態にある場合は、1日目から保険金支払いの対象となります。)

(注) 旅行行程中とは国内旅行の目的で住居を出発してから住居に帰着するまでの期間であつて出発日から30日を限度とします。

(注) 公共交通乗用器具とは、航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶、バス、タクシー等をいいます。  
(注) 募集型企画旅行とは、平成16年12月16日国土交通省告示第1593号の標準旅行業約款に規定するものをいいます。詳しくは旅行代理店にご確認ください。

補償項目	お支払い限度額(保険金額)	
	本 会 員	家 族 ※1
傷害死亡・後遺障害	5,000万円	1,000万円
入院日額	5,000円	5,000円
通院日額	3,000円	3,000円

### 保険金をお支払いできない主な場合

- 海外および国内での傷害
  - 故意、重過失 ●けんか、自殺、犯罪 ●無資格運転、酒酔い運転 ●脳疾患、疾病、心神喪失
  - 他覚症状のないむちうち症、腰痛 ●スカイダイビングなどの危険なスポーツ中の事故
  - 土木建設工事などの危険な職業に従事中の事故 ●戦争・侵略行為、反乱、暴動 ●地震(国内のみ) など
- 海外での疾病治療費用、海外での救護者費用
  - 故意、重過失 ●けんか、自殺、犯罪 ●他覚症状のないむちうち症、腰痛
  - 歯科疾病 ●妊娠、出産、産産およびこれらに基づく病気 ●既往症 など
  - ※救護者費用については、自殺、妊娠、出産、産産で被保険者(保険の対象となる方)が死亡したときはお支払いの対象となります。
- 海外での賠償責任
  - 職務遂行に直接起因する賠償事故 ●親族に対する賠償事故 ●受託物に対する賠償事故
  - 自動車等の所有・使用・管理による賠償事故 ●心神喪失に起因する事故または故意の事故 など
- 海外での携行品損害
  - 故意、重過失 ●瑕疵または自然消耗 ●置き忘れまたは紛失 ●借りたり、預かっている間の事故
  - 現金、小切手、クレジットカード等の損害 ●液体の流出 など
- 海外での航空機寄託手荷物遅延費用、航空機遅延・乗継遅延費用
  - 故意、重過失 ●戦争・侵略行為、反乱、暴動 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波 など

### ご 注 意

- ①この保険は、本会員の配偶者、本会員または配偶者と生計をともにする同居の親族、別居の未婚のお子様を対象となります。
- ②旅行目的に実務上の職業危険(たとえば、国内外でダムやビルの建設業務にたずさわる場合など)を伴う方は保険の対象となりません。
- ③他のクレジットカード付帯の保険契約から死亡・後遺障害保険金が支払われる場合、これらのカードの最も高い保険金額が限度となり、按分して保険金をお支払いします。
- ④ご出発前に特別な手続きは必要ありません。